

令和 8 年 度 事 業 計 画 書

(令和 8 年 4 月 1 日から令和 9 年 3 月 3 1 日まで)

都民が安心して暮らせる社会の実現を目指し、防災・救急業務関係者の育成並びに都民の防災・救急の意識と行動力の向上に関する各種事業を積極的に推進する。

I 公益目的事業

1 公1事業

(1) 防火・防災・応急手当普及啓発事業（公1-1）

ア 普及啓発事業

(ア) 「SAFETY LIFE TOKYO」の発行

防火・防災及び応急手当の知識に関する情報を掲載した情報誌を作成し、都民や学校、病院等の事業所及び区市町村に配布することで、普及啓発事業を実施する。

また、情報発信力の強化として、読者アンケートによる記事内容の見直しや紙面視認性の向上を図っていくほか、著名人のメッセージ動画等をホームページやSNS上で公開するなど、情報誌のPRを強化する。

(イ) ホームページ、SNS等の活用

a 「公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律」に基づく公示のほか、協会の事業概要、財政状況及びコンプライアンスに係る情報等を公開するとともに、防火・防災及び応急手当講習の案内、申込受付状況等を公開する。

b X等のSNSを活用し、最新の防火・防災及び応急手当に関する情報や消防博物館及び池袋、立川、本所の各防災館等の各種イベントの案内等を発信する。

(ウ) 火災予防運動における防火・防災普及啓発事業

秋と春の全国火災予防運動の機会を捉えて、著名人による防災行動力等の向上を図るとともに、普及啓発ポスターを作成するなど、防火防災思想の普及啓発事業を実施する。

(エ) 危険物安全週間及び防災週間における防火・防災普及啓発事業

危険物安全週間及び防災週間の機会を捉えて、防火・防災意識の向上を図るなど、防火・防災普及啓発事業を実施する。

(オ) 東京消防出初式における防火・防災普及啓発事業

東京消防出初式の屋内展示会場内において、防災・救急に関する広報や、防火・防災普及啓発動画を放映するなど、防火防災思想の普及啓発事業を実施する。

(カ) 地域の防火防災功労賞に関する事業

a 地震災害や風水害等の被害の軽減を図ることを目的として、東京消防庁が実施す

る町会、自治会、ボランティア団体及び各事業所等の地域の取り組みを表彰する選考において、選考委員会の委員として参画するとともに、優秀作品を表彰する。

- b 効果的な取り組みを事例集として作成し、町会・自治会等に配布するほか、ホームページに掲載し、防火防災意識の普及啓発事業を実施する。
- (キ) 中学生を対象とした防災イベントにおける防火・防災普及啓発事業
中学生を対象として、外部講師による講義と既存のツアー等をパッケージ化した防災館イベントを東京消防庁との協働により実施し、さらなる防災行動力の向上及び総合防災教育の推進を図る。
- (ク) 救急医療週間における応急手当及び救急についての普及啓発事業
救急医療週間等あらゆる機会を捉えて、救急事案を想定した対応訓練を展示するなど、応急手当の必要性及び救急車の適正利用に関する普及啓発事業を実施する。
- (ケ) 優良防火対象物認定表示制度（優マーク制度）の普及促進事業
優マーク制度に関する広報物を作成し、広く都民に配布することで、優マーク制度の普及促進事業を実施する。
- (コ) 自衛消防訓練の普及促進事業
事業所の自衛消防訓練の促進及び自衛消防力の向上を図ることを目的として、オンライン自衛消防訓練の普及促進用リーフレットを作成し、自衛消防訓練の普及促進事業を実施する。
- (カ) 都民と消防のふれあいコンサートにおける防火・防災普及啓発事業
コンサート会場において、防災・救急に関する広報や、防火・防災普及啓発動画を放映するなど、防火防災思想の普及啓発事業を実施する。
- (シ) 消火・人命救助講習による防災行動力向上のための事業
防災館における既存のツアーとは異なり、スタンドパイプを活用した放水など、より実践的に訓練できる消火・人命救助講習を東京消防庁との協働により実施し、さらなる防災行動力の向上を図る。
- (ス) 室内安全セミナーの実施に伴う防災意識の普及啓発事業
地震時における室内被害を防止・軽減するため、都民、事業所、マンション管理組合等を対象に、家具類の転倒・落下・移動防止対策の普及促進や、地震の特性、地震時の室内安全対策等に関する最新の情報を提供するセミナーを開催することで、防災意識の向上を図る。
- (セ) 防災・救急フェア（消防救助技術庁内選考会時）における防火・防災普及啓発事業
東京消防庁消防救助技術庁内選考会会場において防災・救急フェアを開催し、防災

及び救急に係る各種体験等を実施するとともに、会場内において、防災・救急に関する広報を実施し、普及啓発事業を実施する。

(ソ) 自主防災活動等に対する助成事業

防火・防災思想の普及活動を行う団体、応急手当の普及啓発を行う団体の活動等に対し、助成事業を実施する。

イ 消防用設備等点検済表示制度の推進事業

最新の知識と技術を身に付けた点検業者（表示登録事業者）による消防用設備等点検の促進を目的とし、また、事業所の関係者等が安心して消防用設備等の点検が実施できるよう、次の事業を実施する。

(ア) 制度をより浸透させるための広報及び点検済票貼付の促進

制度及び表示登録事業者の周知と拡大を目的として、ホームページを活用するほか、関係団体が発行する機関誌に制度の概要や表示登録事業者の募集等を掲載し、広報する。

また、消防用設備等点検済表示制度及び消防用設備等点検報告制度の普及促進を目的としてリーフレット等を作成し、東京消防庁と協働で広報を実施する。

(イ) 表示登録事業者に対する講習

点検実施者の実務能力の向上を目的として、点検保守業務に関する実技講習及び学科講習を開催し、法令改正や消防用設備等に係る最新の情報を提供するとともに、フォローアップとして、実技講習等の講義資料をホームページに掲載し、知識及び技術の向上につながるサポートを実施する。

(ウ) 点検推進指導員による登録申請内容の確認事務

消防用設備等点検済表示制度の円滑な運用を目的として、表示登録事業者の事業所や点検実施場所に当協会の点検推進指導員が出向き、点検実施状況や消防用設備等に貼付する点検済票の管理方法を確認、指導する。

ウ 東京民間救急コールセンター運営事業

(ア) 民間救急及びサポートC a b（タクシー）利用促進の普及啓発事業

民間救急車またはサポートC a bの利用を都民等に促すことを目的として、東京消防出初式会場での車両展示や各種防災訓練会場等における訓練参加による広報活動を実施する。

(イ) 民間救急及びサポートC a b（タクシー）利用者との調整、配車案内

救急需要対策として、緊急性がない通院や受診、入退院や病院から病院への転院搬送等の際に、電話またはホームページにより、民間救急またはサポートC a bを案内する。

(ウ) コールセンター登録事業者に対するレベルアップ講習

コールセンターの登録事業者に対して、容態が急変した場合の対応や、より質の高い患者搬送に資することを目的とした講習及び対応訓練を年2回実施する。

また、レベルアップ講習の内容を映像編集し、ホームページ上でコールセンター登録会員が閲覧できるようにする。

(エ) 患者等搬送事業者の効果的活用を目的とした調査研究事業

増大する救急需要への対策のひとつとして、救急件数が減少傾向にあり、かつ民間救急車の活用が制度化されている「台湾台北市」の取り組み等を現地調査し、民間救急車を転院搬送等に活用する具体的な方策を検討、整理する。

さらに、転院搬送時に民間救急に求められる技能等の要素を抽出するため、救急医療機関へのヒアリングを行う。

これらの要素を取りまとめ、東京都における救急需要対策の一環として、転院搬送時における民間救急の効果的な活用を図る。

エ 救命講習インストラクター指導員制度の本運用

令和7年度、各種救命講習の質の向上を図るため、インストラクターの指導能力向上を目的に、インストラクター指導員を新たに設置し、各救命講習会場を巡回しながら、インストラクターに対して、技術指導や助言を行う取り組みを試行した。

その結果、一定の成果が得られたことから、令和8年度は救命講習インストラクター指導員制度を本運用とし、これまでの1名体制から複数名体制へ拡充することで、より多くのインストラクターに対する指導を行い、指導能力向上を図る。

オ 表彰事業

防火・防災に関する事業を長年にわたり積極的に推進し、社会貢献を実施している団体、個人に対して次の区分ごとに表彰を実施する。

(ア) 協会上申による表彰関係

a 黄綬褒章

長年にわたり消防機器の研究開発及び製造販売業務や消防設備保守業務等に精励するとともに、業界の発展に大きく寄与した個人に対する表彰。

b 総務大臣表彰

安全思想の普及徹底または安全水準の向上のため、各種安全運動、安全のための研究、もしくは教育または災害の発生の防止もしくは被害軽減に尽力し、または貢献した個人・団体に対する表彰。

c 消防庁長官表彰

長年にわたり、危険物関係事業所などにおいて危険物取扱いの技術向上、施設改

善などにより、危険物の安全管理に努める等、国民生活の安全確保に顕著な功績をあげた個人・団体に対する表彰。

また、消防用設備等の設置及び維持管理の適正化を通じ、消防行政の推進に寄与し、その功績が顕著であった個人に対する表彰。

d 一般財団法人日本消防設備安全センター理事長表彰

国民の安全に係る研究、教育、訓練、安全思想の普及、防災機器・製品の普及等について、長年にわたり貢献し特に優れた功績をあげた個人・団体に対する表彰。

また、消防用設備等の設置、維持管理の適正化等に関し、長年にわたり、適正な業務を行い、または適正な業務の推進に尽力した個人・団体に対する表彰。

e 一般財団法人全国危険物安全協会理事長表彰

長年にわたり危険物関係業務に携わり、危険物災害の防止等に多大な功績をあげた個人・事業所に対する表彰。

f 関東甲信越地区危険物安全協会連合会長表彰

危険物施設の設備等の維持管理及び保安管理等が優秀で他の模範となる個人・事業所に対する表彰。

(イ) 協会理事長による表彰

a 防火防災管理功労

長年にわたり防火安全の普及活動に努め、防火防災教育及び訓練等で顕著な功績をあげた団体及び防火・防災管理事業に係る団体の運営に多大な功績をあげた個人に対する表彰。

b 危険物保安功労

法令等を遵守し保安管理が適正で他の模範と認められる団体及び危険物に関する保安の確保、安全思想の普及等に多大な功績をあげた個人に対する表彰。

c 消防設備保守功労

適正な消防用設備等の保守業務を行っていると思われる団体及び消防用設備等点検済表示制度の充実発展に貢献したと思われる個人に対する表彰。

d 応急手当普及功労

応急手当に関する講習、行事等を積極的に推進し、又は応急手当の普及に取り組み、功労が顕著な団体及び個人に対する表彰。

e 防災安全推進功労

防災に関する各種訓練及び行事等を積極的に推進し、防災思想の普及及び地域の防災行動力の向上に積極的に取り組み、功労が顕著な団体及び個人に対する表彰。

f 協会運営等功労

協会の運営、発展及び事業の推進に貢献をした団体及び個人に対する表彰。

(ウ) 表彰式の実施

- a 危険物保安功労者表彰、関東甲信越地区危険物安全協会連合会会長賞表彰状伝達式

令和8年5月22日（金）10時30分から（スクワール麴町）

- b 功労者表彰式

令和8年10月27日（火）15時30分から（ホテルグランドヒル市ヶ谷）（予定）

(2) 防火・防災・応急手当講習事業（公1-2）

防火・防災・救急業務関係者の育成を目的として、受講者のニーズに応えながら、次の事業を実施する。

ア 法令等に定められた資格取得講習

- (ア) 防火安全技術講習（本講習3回、再講習5回（うちオンライン再講習3回））

防火対象物の避難管理や消防用設備等の設置計画等の業務に従事する防火安全の専門家を養成する講習を実施する。

- (イ) 防火管理技能講習（本講習4回、再講習6回（うちオンライン再講習3回））

一定規模以上の建物の防火管理者の業務を補助するための高度で専門的知識・技術を有するスペシャリストを養成する講習を実施する。

- (ウ) 防火安全技術講習・防火管理技能講習共通

- a 再講習については、講習の案内を強化するとともに、講習の修了者に対し、最新の消防関係法令の改正を踏まえた火災予防対策に係る動画を視聴できる環境を提供し、受講者の拡大を図る。

- b 火災の危険性等を具体的にイメージできる資料を新たに作成し、講習及び受講者の質を高める。

- (エ) 消防設備点検資格者講習（第1種本講習4回、再講習9回）

（第2種本講習4回、再講習9回）

（特種本講習1回、再講習1回）

消火器、自動火災報知設備、スプリンクラー設備等の消防用設備等を点検する資格者を養成する講習を実施する。

- (オ) 可搬消防ポンプ等整備資格者講習（一般1回、特例1回、再講習1回）

消防団、町会、自治会、事業所が保有する可搬消防ポンプの点検整備を行う技術者を養成する講習を実施する。

- (カ) 防火対象物点検資格者講習（本講習3回、再講習4回）

一定規模以上の建物の防火管理上必要な消防計画の作成、消火訓練等の実施状況等を総合的に点検する資格者を養成する講習を実施する。

(キ) 防災管理点検資格者講習（本講習 3 回、再講習 3 回）

一定規模以上の建物において、震災対策やテロ対策等の防災管理状況を総合的に点検する資格者を養成する講習を実施する。

イ 資格取得のための受験準備講習会

危険物及び予防行政等に精通した専門講師により、最新の法令改正内容や教訓となる災害事例を交え、各資格取得試験に向けた講習会を実施する。

なお、集合形式とオンライン形式を併用して実施している講習についてはアンケート調査等によりその効果を検証し、受講者のニーズを的確に分析するとともに、ホームページ等を活用しながら受講者数の増加を図っていく。

(ア) 危険物取扱者試験受験準備講習会（甲種 2 回）

（乙種第 2 類・第 3 類 出張 1 回）

（乙種第 4 類 6 回、オンライン通年）

- a 甲種及び乙種第 2 類、第 3 類、第 4 類の危険物取扱者試験の受験者に対し、合格に向けた準備講習会を実施する。
- b 乙種第 4 類については、オンライン講習用の映像を新たに撮り直し、視聴期間を 20 日から 30 日に延長するなど、オンライン講習の受講者の拡大を図るとともに、一般財団法人全国危険物安全協会が実施するオンライン講座に係る事務を一部受託する。
- c 乙種第 4 類の集合形式の受講者には、オンライン講習用の映像を復習用として視聴できる環境を新たに整備するなど、引き続きフォローアップを図っていく。
- d 都民の安全・安心に携わる消防学校学生に対して、乙種第 4 類のオンライン講習の受講料割引制度を活用して、積極的な資格取得支援を行う。

(イ) 消防設備士試験受験準備講習会（乙種第 6 類）

- a 乙種第 6 類消防設備士試験の受験者に対し、合格に向けた準備講習会をオンライン講習で実施する。
- b 都民の安全・安心に携わる消防学校学生及び消防設備等点検済表示登録事業者に対して、受講料割引制度を活用して、積極的な資格取得支援を行う。

(ウ) 自衛消防技術試験受験準備講習会（集合型 15 回、ハイブリッド型 6 回）

※集合型：学科及び実技ともに集合

※ハイブリッド型：学科は集合またはオンライン。実技は集合

- a 一定規模以上の建物の自衛消防業務に従事するために必要な、自衛消防技術試験

の受験者に対し、合格に向けた準備講習会を実施する。

なお、受講者がより実践的な技術を確実に習得できるよう、引き続き機器操作の時間を確保し実施する。

- b 集合型の受講者には、オンライン講習用の学科映像を復習用として視聴できる環境を継続するなど、引き続きフォローアップを図っていく。
 - c 実技講習では、講義終了後に不得意とする機器に触れる時間を設けるなど、引き続きフォローアップを図っていく。
- ウ オーダーメイド型防火防災実務講習会（30回）

（旧：小規模社会福祉施設の防火実務講習会）

社会福祉施設や病院等に加え、インターナショナルスクール等にも対象を広げたことから「オーダーメイド型防火防災実務講習会」に名称を変更し、火災等の災害発生時取るべき行動について、ARゴーグルを活用しながら、それぞれの建物の実情に応じた実践的な訓練を通して学ぶことができる講習会を実施する。

- エ 応急手当の普及啓発に関する講習会等

協会が作成した映像教材等を活用し、受講者や各種団体の多様なニーズ等に応じた講習を実施する。

- (ア) 救命サポート講習（27回）

多様な受講者のニーズに対応したオーダーメイド型の応急救護に関する講習を実施する。

- (イ) 島しょ地域の救命講習（2回）

東京都内の島しょ地域からの要請に応じて、各種救命講習を実施する。

- (ウ) 大規模事業所における救助救命講習（183回）

不特定多数の人が利用する大規模事業所の従業員に対して、震災等の大規模災害時の救助・外傷処置・搬送法に特化した救護・救出要領の救命講習を実施する。

なお、既存の事業所からの需要に応えながら、積極的に事業の拡大を図っていく。

- オ 防火安全セミナー

火災予防業務を適正かつ円滑に推進することを目的として、事業所等の防火管理者や従業員等に対し、消防関係法令の改正や災害事例を踏まえた理解しやすいテキストを用いて予防対策等に関する講習を実施し、アンケート調査により課題を検証するとともに、受講者の拡大を目的として、オンデマンド型セミナーを実施する。

特に、今後の受講者の拡大や満足度の向上に向け、より魅力のある教材を作成し、多様なニーズに応える取り組みを進めていく。

(3) 防火・防災・救急関係調査研究事業（公1-3）

防火・防災・救急に関する情報の収集及び調査研究を実施する。

- ア 地震、火災等の災害に関する調査研究
- イ 防火・防災・救急の意識と行動力の向上に関する調査研究
- ウ 指導員の技能向上及び効果的な講習の実施要領に関する調査研究

(4) 試験確認事業（公1-4）

製造されたタンク及び金属製18L缶等が危険物の規制に関する基準を満たしていることを確認する。

- ア 少量危険物タンク試験確認（4回）
- イ 金属製18L缶等試験確認（10回）

(5) 患者用救急自動車運行事業（公1-5）

- ア 小児・新生児病院における救急車運行事業
東京都立小児総合医療センターにおいて、新生児搬送用及び小児搬送用のドクターカー2台を運行する。
- イ 東京都福祉局における緊急自動車運行事業
精神保健及び精神障害者福祉に関する法律に基づく精神障害者搬送用の緊急自動車5台を運行する。
- ウ 運行業務に従事する職員に対して安全運転教養を実施する。

2 公2事業

(1) 防火・防災・消防講習事業（公2-1）

防火管理者、防災管理者、危険物取扱者及び消防設備士の育成を目的として、受講者のニーズに応えながら、昨年10月に約1年間の改修を終えた東京消防庁消防技術試験講習場を講習のメイン会場として次の事業を実施する。

また、一部の講習において、東京消防庁がオンライン講習を実施していることから、受講者へのアンケート調査により課題抽出を行い、得た結果を東京消防庁と共有するとともに、連携してオンライン講習の受講率を高めていく。

ア 防火・防災管理講習事業

(ア) 防火・防災管理新規講習（203回（うちオンライン163回））

甲種防火管理者と防災管理者の資格を取得するための講習で、オンライン講習の需要が増えていることから、オンライン講習の割合を昨年度の4割から8割に増加し、講習を実施する。

(イ) 防災管理新規講習（9回）

防災管理者の資格を取得するための講習を実施する。

(ウ) 乙種防火管理講習（47回）

乙種防火管理者の資格を取得するための講習を実施する。

(エ) 防火・防災管理再講習（30回（うちオンライン23回））

一定規模以上の建物において、防火・防災管理者として選任されている有資格者が5年に1回受講する必要がある再講習を実施する。

(オ) 甲種防火管理再講習（10回）

一定規模以上の建物において、甲種防火管理者として選任されている有資格者が5年に1回受講する必要がある再講習を実施する。

イ 消防講習事業

(ア) 危険物取扱者保安講習（29回（うちオンライン14回））

危険物取扱者（資格者）が取扱作業の保安を確保するために必要な講習を実施する。

(イ) 消防設備士講習（53回（うちオンライン30回））

消防設備士（資格者）が消防用設備等の工事、または整備をするために必要な講習を実施する。

(2) 救命講習事業（公2-2）

ア 都民の応急手当に関する知識技術の向上を目的として、受講者を多く収容できる会場の確保や指導体制の強化等、受講者の拡大を図りながら、自信を持って応急手当が実施できるよう、次の事業を実施する。

なお、応急手当に関する自信度を高めるための課題を的確に抽出するため、講習の修了者へアンケート等の調査を実施し、得た結果を東京消防庁と共有するとともに、実際にAEDの使用要領等をその場で確認できるよう、東京消防庁公式アプリ上に搭載されている応急手当に係るサポート動画を講習の修了者等へ周知しながら、同アプリの利用促進を図る。

また、講習の修了者に対するフォローアップとして、講習内容を見直し、応急手当への自信度を深めることができるよう講習修了者専用の応急手当動画をホームページにアップし、知識及び技術の向上につながるサポートを実施する。

(ア) 普通・上級救命講習（6,496回）

心肺蘇生法、AED使用法、窒息手当、止血法に加え、上級では小児・乳児の対応、外傷、搬送法等を習得する講習を実施する。

(イ) 指導者用救命講習（195回）

指導員や普及員として各種救命講習が正しく指導できる知識・技術を習得する講習を実施する。

(ウ) 現場派遣員用救命講習（33回）

自動通報制度による警備会社等の現場派遣員が臨場先で利用者等に対して、迅速・

適切な援助、救護活動が実施できるよう、必要な知識と技術を習得する講習を実施する。

(エ) 患者等搬送乗務員用救命講習（26回）

東京消防庁の認定基準に適合する患者等搬送事業者として求められる、患者等の症状の悪化防止及び安全な搬送のために必要な知識と技術を習得する講習を実施する。

イ ガイドライン改訂に伴う応急手当講習テキスト等の改訂

令和8年3月に「JRC蘇生ガイドライン2025」が刊行され、救急蘇生法に関する見直しを図られる予定であることから、当協会においても、救急に関する教科書作成委員会を設置し、テキスト及び指導用教材（DVD）を改訂することで、適正・的確に講習等へ反映させる。

3 公3事業

防火防災思想の普及及び防災行動力の向上を目的として、消防博物館及び各防災館を運営するにあたり次の事業を実施する。

また、外国人・障害者等の来館者の多様なニーズにも配慮して館運営を実施する。

(1) 消防博物館運営事業（公3-1）

ア 令和7年度に東京消防庁と協議しながら改修を行った火災予防に関連するコーナーについて、子どもが楽しみながら火災予防について学べることを広報し、来館者の防火防災思想の普及啓発を図る。

イ 所蔵品の公開展示や地域社会の関心を捉えた特別企画を実施する等、幅広い層の来館者に対し、防火防災思想の普及を促進する。

ウ これまで消防博物館のデジタル化で導入した各種ツール（ポケット学芸員、360度カメラによる館内パノラマツアー、展示物の紹介動画、収蔵品サイト）を引き続き活用し、これまで来館していない層の掘り起こしを行うとともに、消防博物館の魅力と情報をタッチ対応のモニターで伝える「データビジュアライザー」等のツールを活用し、来館者の満足度を高めながら防火防災意識をさらに喚起していく。

また、来館者へのアンケート調査を実施し、得た結果を東京消防庁と共有するとともに、来館者の利用促進を図っていく。

(2) 防災館運営事業（公3-2）

ア 池袋・立川・本所の各都民防災教育センター（防災館）共通

(ア) 火災、地震及び水災等の模擬体験施設を活用し、各館の特色を生かしながら満足感を得てもらえるきめ細やかな体験ツアーを実施することにより、防災行動力を向上させていく。

(イ) 接遇マニュアルを刊行し一定の成果をあげた障害者対応や、外国人固有職員を活用

した外国人対応を推進する。

- (ウ) より充実した体験ができるプログラムの企画や、体験者へのアンケート調査の結果を踏まえた体験施設の改修計画、体験内容のブラッシュアップ等を東京消防庁と協議していく。

イ 池袋防災館

- (ア) 夜間の災害を想定した体験ツアー（ナイトツアー）を実施する。
- (イ) やさしい日本語を用いた体験ツアーを実施する。
- (ウ) 令和8年11月に開館40周年を迎えることから、「池袋防災館の歴史」の展示及び来館者に記念品を配布し来館者に感謝するとともに、引き続き来館促進と防災意識の向上を図る。

ウ 立川防災館

- (ア) 令和7年度に東京消防庁と協議しながら改修を行った地震体験室の積極的な活用を図る。
- (イ) 起震車を活用し、学校や地域の防火防災訓練指導を実施する。

エ 本所防災館

- (ア) 救出救助コーナーでより実践的な体験ができるよう体験時間を長くするとともに、救出救助コーナー及びVR防災体験コーナーにおいて、1日の体験回数を増加し、来館者のさらなる受入れを図る。
- (イ) 水害を想定した浸水体験ツアー（ウォーターツアー）を実施する。

II 収益事業等

防災・救急関係図書等販売事業（収1）

防火・防災・救急に関する図書、資器材等の販売及び法令に基づく防火対象物の認定証頒布等、次の事業を実施する。

1 防火・防災・救急関係図書の販売

救命講習に係る受講管理システムを令和8年9月に更新することから、テキスト等の教材販売がオンラインショップ（ECサイト）での販売に移行する。これにより、購入者の利便性の向上を図るとともに、テキスト販売のキャッシュレス化を推進する。

2 グッズの販売

令和8年度の受講管理システムの更新に併せ、教材販売システムに在庫・販売管理を一元管理するシステム（ERP）を新たに導入する。本システム導入に伴い、消防博物館、各防災館、神田試験講習場売店に設置しているPOSレジシステムとの連携が可能となるため、商品の販売・在庫管理を一元化し、効率的な管理と販売サービスの向上を図っていく。

なお、グッズの販売のEC化については、救命講習に係るECサイト導入後を予定している。

3 防火セイフティマーク、優良防火対象物認定証等の頒布

消防法令に基づく、防火セイフティマーク（「防火基準点検済証」、「防災基準点検済証」、「防火・防災基準点検済証」）、優良認定証（「防火優良認定証」、「防災優良認定証」、「防火・防災優良認定証」）及び、火災予防条例に基づく「優良防火対象物認定証（優マーク）」の頒布を行っている。

III その他法人の目的を達成するために必要な事業

1 グローバル社会への対応

(1) 都内在住の外国人が年々増加し、在留外国人の防災知識の普及啓発や防災行動力の向上が喫緊の課題となっていることに鑑み、令和8年度は主としてアジア圏の外国人への対応を強化するため、固有職員の増加を予定している。

(2) 固有職員として在職している外国人スタッフを中心に、外国人の防災行動力及び応急手当技術の向上を図るため、外国人が参加する防災館での防災訓練や、協会の各種講習の対応のほか、各国領事館や行政機関等と連携した在留外国人への各種訓練・講習への支援を積極的に推進する。

特にインターナショナルスクールにおいて、教職員を対象とした防火実務講習、救命講習（サポート講習含む）、児童生徒を対象とした防災館での防災体験のニーズが高まっていることから、これらの要請に応えることにより、防災及び救急における東京のグローバル化を推進する。

(3) 令和7年度に試行した多言語翻訳システムの活用により、世界各国からの在留外国人への対応が可能となることから、各種講習、消防博物館、防災館等で、一層の活用を図っていく。

また、システムを活用する中で防災・救急分野においては、専門用語が多く、通訳することが困難であることから、これらの専門用語をシステム登録するための語句の収集登録を推進し、専門辞書の開発を図る。

2 DX推進の体制強化

東京都の動向を踏まえ、令和6年度に設置した情報統括役員及び情報統括役員補佐官に引き続き、令和7年度に新設したDX推進担当課長代理を中核として、東京都及び東京消防庁のDX推進への対応と連携するなど、システムの安定的かつ効率的な運用を図る。

3 システムの最適化計画の推進

DX支援推進業務コンサルティング委託に基づく、ITコンサルタントの助言を受け、都

民の利便性及び協会の事務効率の更なる向上を図るため、DX推進の一環としてシステムの最適化を図り、その嚆矢として消防設備等点検済表示登録事業者の管理システムをローコード開発し運用開始したほか、新たな救命講習受講管理システムの構築においては、要求分析、要件定義、設計及び開発を完了したことから、令和8年9月の運用開始にむけて各種テスト、システム移行及び職員教育に向けた事業を推進する。

4 オンライン講習の更なる充実

防火・防災管理講習や自衛消防技術試験受験準備講習会等について、受講者の拡大を目的として、講習修了者へのアンケート調査等を通じて分析及び検証を行い、受講者ニーズを適切に踏まえながら事業を推進する。

5 AR技術を活用した事業

近年のデジタル技術の発展によるAR技術（拡張現実）を活用し、時代のニーズに即した講習を事業所、病院、教育機関及び公共機関等にて実施する。

6 東京マラソン2027への協力

東京マラソンの後援団体として、東京マラソン2027開催時に救護所等へ職員を派遣する。また、大会スタッフへの救命講習を実施する。

IV 協会の運営管理

1 評議員会、理事会の開催

協会の適法かつ円滑適切な運営を図ることを目的として、評議員会及び理事会を開催する。

2 ガバナンスの体制強化

(1) 協会における意思決定の透明性と公平性を確保、法令及び社会規範の遵守を徹底することを目的として、ガバナンス基本方針に基づく健全かつ適正な組織運営を図る。

(2) 独立した立場での契約事務に係る検収の実施や、業務の効率化及び労働環境の改善を図る為、ガバナンス担当職員の増員を予定し、ガバナンスの更なる強化を図る。

(3) 公益法人制度が令和7年4月に改正されたが、会計基準の変更については3年間の猶予期間があるため、令和8年度から変更する予定である。

(4) 引き続き財務状況の自己点検を行うなど、自律的にガバナンス強化に取り組み、公益法人として組織の透明性を向上させる。

3 コンプライアンスの確保に向けた取り組み

(1) 協会における更なるコンプライアンスへの取り組みの推進を図るため、コンプライアンス専門指導員による内部監査を行い、コンプライアンス推進委員会にて定期的に報告する

ほか、監事による外部監査を定期的実施し、重層的に点検確認を行うことで、コンプライアンスの推進に係る施策の立案に反映させる。

- (2) eラーニング教養等を通じて、職員一人ひとりが従うべきコンプライアンス行動指針をより一層浸透させるなど、職員のコンプライアンス遵守への意識を高める。

4 情報セキュリティの強化

協会の組織運営上、多大な影響を及ぼしうる情報セキュリティ事故防止を図るためには、職員に対するセキュリティ意識の向上が不可欠である。そのため、情報セキュリティに関する知識の習得及び定着を目的として、最新の脅威動向や注意点を全職員に共有していくほか、eラーニング教養による教育及び標的型攻撃メールを想定した訓練を定期的実施し、情報セキュリティの強化を図る。

5 働きがいのある職場づくり

令和7年度に実施した職員意識調査の結果を踏まえ、職員エンゲージメント及び組織的な都民サービスの向上を図るための取り組みを推進する。

6 防災関係団体との連携交流

一般財団法人全国危険物安全協会、一般財団法人日本消防設備安全センター等と連携し、事業の円滑化を図ることを目的として、積極的な交流を図る。

7 職員の人材育成

都民や受講者へのサービスの向上を図ることを目的として、教育技能研修、主任研修、eラーニング等の受講による人材育成を推進する。

8 職場体験の受入れ

社会貢献活動の一環として、職場体験型インターンシップの受入れを実施する。

9 賀詞交換会の実施

令和9年1月15日（金）17時30分から（スクワール麴町）（予定）